

環境物品等の調達実績について

梶原町は、町自らグリーン購入を推進することで、町民、事業者等へもこの取組を広げ、環境物品等への需要の転換を促進するため平成29年4月1日から、「グリーン購入基本方針」を定め実施しています。平成29年度の取り組みの成果（調達実績）は次のとおりです。

- ① 対象：町が直接管理している全ての施設
- ② グリーン購入と認める環境物品の基準：
グリーン購入法適合品
（国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された判断の基準を満たすもの）
環境ラベル品
（エコマーク等の第三者機関や業界団体等が実施する環境ラベルが付されているもの）
- ③ 調達目標100%のもの：

コピー用紙、トイレットペーパー、シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーカー、キングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、消しゴム、ホッチキス・ステープラー（汎用型）、ホッチキス・ステープラー（汎用型以外）、ホッチキス・ステープラー針リムーバー、事務用品修正具（テープ）、事務用品修正具（液状）、クラフトテープ、粘着テープ（布粘着）、両面粘着紙テープ、製本テープ、はさみ、絵の具、のり（液状）（補充用含む）、のり（液状）（澱粉のり）（補充用含む）、のり（固形）、のり（テープ）、ファイル、バインダー、ファイリング用品（背見出し、仕切紙、ポケット）、事務用封筒（紙製）、窓付封筒（紙製）、消火器（これに無い品目は努力目標です。）

【達成実績】（調達目標達成状況公表対象物のみ）

品 目	基準	調達目標	達成率
1 コピー用紙	梶原町グリーン購入基本方針 5 判断の基準 ①グリーン購入法適合品、②環境ラベル品を に適用するもの。 購入金額に対する比率より算出	100%	74%
2 トイレットペーパー		100%	87%
3 ファイル		100%	84%
4 バインダー		100%	12%
5 事務用封筒（紙製）		100%	22%
6 窓付き封筒（紙製）		100%	69%

対象物品は、以下のようなラベルのあるものを差します。



グリーン購入とは？

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

